報　道　発　表

平成31年2月22日
函　館　税　関

・不正薬物の密輸入を11件摘発、11件告発

－平成30年の函館税関における関税法違反事件の概要－

函館税関は、平成30年の1年間に管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物密輸入事犯

※　不正薬物は、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

［ 摘 発 状 況 ］

・平成30年に摘発した関税法違反事件のうち、不正薬物事犯は11件で、覚醒剤事犯が4件、大麻事犯が3件、麻薬事犯が3件、指定薬物が1件であった。

➢ 摘発件数と押収量の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘　発　件　数	8	3	10	6	11
押　収　量（g）	26,643	15	1,030	27	3,168
押　収　量（錠・片）	162	―	―	－	1

※　押収量は、小数点以下四捨五入。「0」は0.5g未満を示し、「－」は押収無しを示す。（以下同じ）

［ 処 分 状 況 ］

・平成30年に告発した関税法違反事件のうち、不正薬物事犯は11件で、覚醒剤事犯が3件、麻薬薬事犯が7件、大麻事犯が1件であった。

➢ 告発件数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
告　発　件　数	4	22	21	8	11

（1） 覚醒剤密輸入事犯

・覚醒剤の摘発件数は４件で、押収量は約３ｋｇ。
・密輸形態は、全て航空機旅客によるものであった。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘発件数	4	1	3	－	4
押収量（ｇ）	26,581	6	1,003	－	3,132

【事 例】 平成30年12月 千歳税関支署摘発

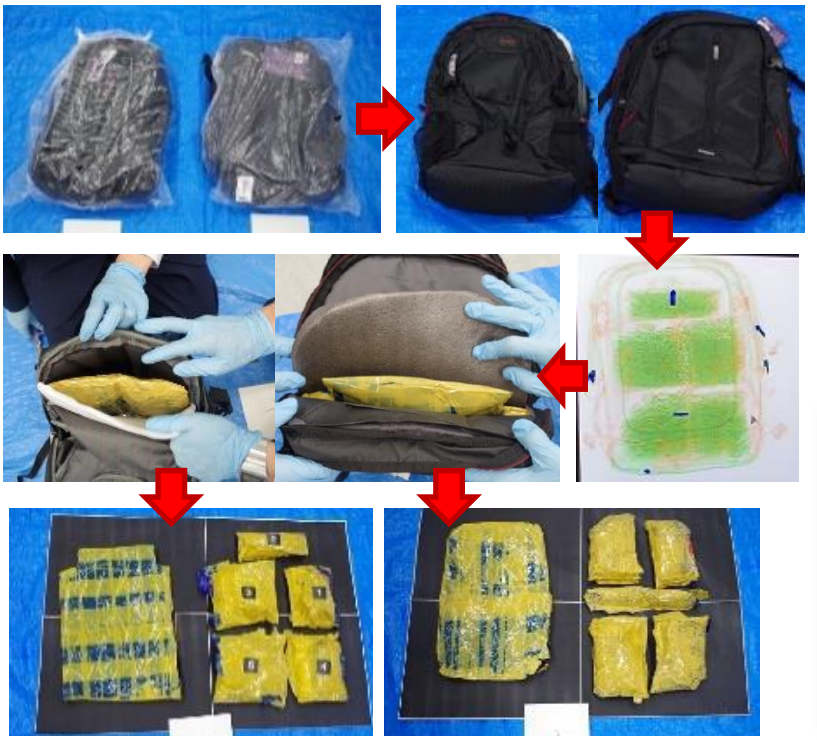

シェムリアップ国際空港（カンボジア）から金海国際空港（韓国）を経由して新千歳空港に到着したカナダ人男性の携帯品検査において、

覚醒剤 約 3,127.6 ｇ

を摘発した。

（2） 大麻密輸入事犯

・大麻の摘発件数は３件で、押収量は約１ｇ。
・密輸形態は、航空機旅客２件、船舶乗組員１件であった。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘発件数		4	1	5	4	3
	大麻草	3	1	3	2	2
	大麻樹脂	1	0	2	2	1
押収量（g）		61	1	21	5	1
	大麻草	1	1	2	4	1
	大麻樹脂	60	－	19	1	0

（3） 麻薬密輸入事犯

・麻薬の摘発件数は３件で、押収量は約３１ｇ。
・密輸形態は、全て航空機旅客によるものであった。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
摘　発　件　数	0(4)	0	1(2)	2	3(1)
押　収　量（g）	1	―	1	22	31
押　収　量（錠・片）	162	―	―	―	―

※ 摘発件数欄の括弧書きは、他の薬物事件において件数を計上していることを示す。

【事 例】 平成30年2月 千歳税関支署摘発

①

③

②

台湾桃園国際空港から新千歳空港に到着したカナダ人男性の携帯品検査において、携行リュックサックに隠匿していた

①コカイン　1.234g
②MDMA　29.518g
③覚醒剤原料であるエフェドリン　0.28g

を摘発した。

（4） 指定薬物密輸入事犯

・指定薬物の摘発件数は航空機旅客による１件で、押収量は約１２ｇ。
・告発件数は１件で、密輸形態は国際郵便物であった。

※指定薬物は、平成27年4月の関税法改正で「輸入してはならない貨物」に追加。

	平成28年	平成29年	平成30年	前年比
摘　発　件　数	1	0	1	全増
押　収　量（g）	5	－	12	全増
告　発　件　数	13	4	1	25%

【問い合わせ先】　函館税関総務部税関広報広聴官　電話：0138－40－4218